

令和2年(2020年)第9回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月28日(月)午後1時30分から午後1時43分

2 開催場所 ニセコ町民センター 小ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	7番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤	寿恵	4番	長井 修
	5番	久保	正人	6番	笹塚 成之
	8番	高橋	洋	9番	茶谷 久登
	10番	芳賀	修一	11番	大道 正幸

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地転用許可後の工事完了報告の受理について
- 第 5 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第2号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 7 議案第3号 土地の現況証明願出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山口 丈夫 農地係主任 高田 生二

7 会議の概要

会 長 9月に入ってから天候がぐずついで、農作業がかなり遅れ大変だと思います。もう少しで10月になります。霜なども降りてくる時期です。十分に農作業事故に気を付けながら作業にあたってください。それでは始めます。

議 長 ただいまの出席委員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和2年、第9回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、3番 佐藤寿恵君 4番 長井修君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の山口局長、高田主任を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。令和2年第8回総会以降の会長及び代理の動静についての報告をいたします。その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地転用許可後の工事完了報告の受理について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 【報告第1号の朗読】

本件につきましては、1月に総会審議し許可を出した農家住宅建設に関する案件です。今回工事の完了報告が提出されました。

以上で報告第1号を終わります。

議 長 それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号を報告済とします。

日程第5、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第1号の朗読】

本件については、農地転用により〇〇に農家レストラン、〇〇にチーズ工房を建設した〇〇〇〇において、これまで利用していた駐車場が一部利用できなくなったため、駐車場の確保のためにチーズ工房隣接地の転用申請をしたものです。

転用申請地については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則転用不許可であります。農畜産物加工販売施設等の場合は転用可能で、かつ既存施設の拡張ということで不許可の例外にあたるかと考えております。

皆様のご審議をお願いします。

議長

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読】

1件の報告がありました。提出報告内容については25ページに要件確認書を添付していますのでご覧ください。

法人形態、売り上げ高、構成員、農業・農作業従事者の状況など全ての要件について適正であると考えられます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第3号の朗読】

本件は1件の願出がありましたが、非農地と判断しております。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議 長

引き続き、当番委員であります〇〇委員より補足説明をお願いします。

〇番

〇番、〇〇です。現地調査に係る補足説明をいたします。

先般9月11日に会長、地区担当委員、事務局と私とで現地調査を実施しました。

全部で7筆ありますが、字〇〇△△番△以外の6筆については平成22年から平成27年にかけて非農地決定をしている土地で、現状においても状況は変わらず、非農地として問題ないと思われま

す。また、〇〇△△番△についても30年以上耕作しておらず、転用許可の不要な200㎡未満の倉庫があるほか、荒廃の程度は他の6筆と同程度で、非農地とし

議 長

で問題ないと思われます。

委員のみなさんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

これをもって補足説明を終わります。

これより、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。
質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和2年、第9回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。
どうもご苦勞様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するため
ここに署名する。

令和2年9月28日

議 長 荒 木 隆 志 印

署名委員 3番 佐 藤 寿 恵 印

署名委員 4番 長 井 修 印